

# 佐世保工業高等専門学校教員組織規程

(平成16年4月1日制定)

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則（以下「機構組織規則」という。）及び佐世保工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）に基づき、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教員組織を定めることを目的とする。

## 第2章 筆頭副校長及び副校長

(筆頭副校長)

第2条 本校に筆頭副校長を置く。

- 2 筆頭副校長は、教授の中から校長が選任する。
- 3 筆頭副校長は、校長の命を受け、副校長を総括し、次の各号に関することを掌理する。
  - 一 学校の管理運営に関すること。
  - 二 ダイバーシティー推進に関すること。
- 4 筆頭副校長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

(副校長)

第3条 本校に副校長を置く。

- 2 副校長は、機構組織規則第5条及び学則第5条に定める教務主事、学生主事、寮務主事及びその他必要な者をもって充てる。
- 3 副校長は、校長の命を受け、校長の職務を補佐するとともにその一部を処理する。
- 4 第2項に定める副校長のうち、その他必要な者については、教職員の中から校長が選任する。
- 5 前項に定める副校長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

## 第3章 専攻科長、専攻科副科長及び専攻科員

(専攻科長)

第4条 本校に専攻科長を置く。

- 2 専攻科長は、教授の中から校長が選任する。
- 3 専攻科長は、校長の命を受け、専攻科の教務に関することを掌理する。
- 4 専攻科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

(専攻科副科長)

第5条 本校に専攻科副科長を置く。

- 2 専攻科副科長は、教授及び准教授の中から校長が選任する。

- 3 専攻科副科長は、専攻科長の職務を補佐する。
- 4 専攻科副科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

(専攻科員)

第6条 本校に専攻科員を置く。

- 2 専攻科員は、教授、准教授、講師及び助教の中から校長が選任する。
- 3 専攻科員は、副専攻科長の職務を補佐する。
- 4 専攻科員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

#### 第4章 校長補佐

(校長補佐)

第7条 本校に校長補佐を置く。

- 2 校長補佐は、教授及び准教授の中から校長が選任する。
- 3 校長補佐は、校長の職務の中で総務に関する職務を補佐する。
- 4 校長補佐の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

#### 第5章 学科長及び基幹教育科長

(学科長及び基幹教育科長)

第8条 本校の機械制御工学科、電気電子工学科、情報知能工学科及び化学・生物工学科(以下「各学科」という。)に学科長を、基幹教育科に基幹教育科長を置く。

- 2 学科長及び基幹教育科長は、教授の中から校長が選任する。
- 3 学科長及び基幹教育科長は、当該学科及び基幹教育科の運営、教育計画の立案、教員の研究、勤務及び出張等の調整、学生の就職等に関することを行う。
- 4 学科長及び基幹教育科長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

#### 第6章 主事補

(主事補)

第9条 機構組織規則第5条及び学則第5条に定める各主事のもとに主事補を置く。

- 2 主事補は、教授、准教授、講師及び助教の中から校長が選任する。
- 3 主事補は、主事の職務を補佐する。
- 4 主事補の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

#### 第7章 学級担任及び学級副担任

(学級担任)

第10条 学級に学級担任を置く。

- 2 学級担任は、教授、准教授、講師及び助教の中から校長が選任する。
- 3 学級担任は、学級運営、学生指導、特別教育活動等に関することを行う。

4 学級担任の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

(学級副担任)

第11条 学級に必要な応じ学級副担任を置くことができる。

2 学級副担任は、教員の中から校長が選任する。

3 学級副担任は、学級担任の職務を補佐する。

4 学級副担任の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

## 第8章 会議等

(会議の種類)

第12条 本校に次の会議を置く。

一 校務執行会議

二 運営会議

三 学科会議

(校務執行会議)

第13条 校務執行会議は、最高意思決定機関として管理運営に関する重要事項を審議し、校務の円滑な運営を図る。

2 校務執行会議に関する事項は別に定める。

(運営会議)

第14条 運営会議は、諮問機関として管理運営に関する事項を報告・審議し、校務の円滑な運営を図る。

2 運営会議に関する事項は別に定める。

(学科会議)

第15条 学科会議は、各学科及び基幹教育科(以下「各学科等」という。)の重要事項を具体的に審議し、各学科等の円滑な運営を図る。

(委員会等)

第16条 本校に、必要な応じ委員会等を置く。

2 委員会等に関する事項は別に定める。

## 第9章 その他

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、現に改正前の佐世保工業高等専門学校教員組織規程第2条第1項に定める主事補である者は、改正後の佐世保工業高等専門学校教員組織規程第2条第3項に掲げる主事補とみなし、その任期は第4条第1項の規定にかかわらず平成17年3月31日までとする。

- 3 この規程施行の際、現に改正前の佐世保工業高等専門学校教員組織規程第2条第2項に定める専攻科副主任である者は、改正後の佐世保工業高等専門学校教員組織規程第2条第4項に掲げる専攻科副科長とみなし、その任期は第4条第1項の規定にかかわらず平成17年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から施行し、改正後の佐世保工業高等専門学校教員組織規程の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月12日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、選任された校長補佐（特命担当）の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、当分の間、3年とする。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年10月4日から施行し、令和4年10月1日から適用する。
- 2 この規程施行後、令和4年度中に選任される筆頭副校長及び第3条第4項に規定する副校長の任期は、第2条第4項及び第3条第5項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則（令和7年3月4日一部改正）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月3日一部改正）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。